

第3章 意匠登録出願手続の簡素化

1. 改正の必要性

(1) 従来 of 制度

意匠法第7条は、意匠登録出願は、経済産業省令で定める物品の区分により意匠ごとにしなければならない旨を規定しており、この「出願は意匠ごとにしなければならない」という原則は「一意匠一出願の原則」と呼ばれる。これは、一つの図面に多くの意匠を記載して出願することを未然に防ぐための注意規定であるとされ、「意匠ごとに出願」とは、「一物品」について「一意匠」を表して出願することをいう。

また、同条は、意匠登録出願は「経済産業省令で定める物品の区分により」しなければならないと規定しており、これを受けて、意匠法施行規則（昭和35年通商産業省令第12号）別表第1は、約2,400の「物品の区分」を規定している。例えば、同表第1は区分「十一 室内装飾品」の物品群「花器」の中で、物品区分として「花瓶」を規定している。出願人が同法第6条第1項第3号で願書に記載する旨を規定している「意匠に係る物品」として、「花器」と記載した場合、「花瓶」と記載した場合に比べて、広範な意匠の出願を認めてしまうこととなり、適当ではない。よって、出願や審査の便宜という観点から願書に記載すべき物品の粒度を揃えるために、経済産業省令で「物品の区分」を定めることとしていた。

(2) 改正の必要性

① 物品の区分の柔軟化の必要性

近年の急速な技術革新に伴い、多様な新製品が次々と市場に流通する中、新製品の登場の度に物品区分表を機動的に改定することは困難であり、ど

の物品の区分にも当てはまらないという不都合を回避するためには、より柔軟な出願手続を設けることが適当である。

② 出願手続の簡素化の必要性

近年、自社製品に共通の一貫したデザインコンセプトを用いることでブランド価値を高める企業が増えており、これを支援する観点からは、一の願書による複数意匠の一括出願を認めることで、出願人の負担を軽減することが求められている。

例えば、同一のコンセプトに基づく形状や模様を別々の物品（コーヒー碗、湯飲み、コップ等）に応用する場合、同一の形状や模様であろうとも物品が異なるため、意匠法第7条の「出願は意匠ごとに」という規定から、個別の意匠登録出願が必要となっている。出願人からは意匠ごとに意匠登録出願を行うことは手続上負担が重く、意匠登録出願を同時に複数の意匠についてする場合における手続の簡素化が求められている。

2. 改正の概要

今般、出願手続の簡素化の観点から、経済産業省令で定める「物品の区分」を廃止する改正を行うとともに、一の願書による複数の意匠についての意匠登録出願を認めることとした。

3. 改正条文の解説

◆意匠法第7条

(一意匠一出願)

第七条 意匠登録出願は、経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない。

急速な技術革新に伴って多様な新製品が流通する中、出願人の便宜の観点から、より柔軟な出願手続を設けることが必要であるため、「経済産業省令で定める物品の区分により」の部分削除するとともに、「意匠ごと」と規定される客体である「一意匠」の対象が不明確となる恐れがあるため、本条において「経済産業省令で定めるところにより、意匠ごとにしなければならない」と規定し、「一意匠」の対象となる「一物品」、「一建築物」、「一画像」の基準について、経済産業省令で定めることとした。

これに加えて、本条の「経済産業省令」においては、複数の意匠に係る出願を一の願書により行う手続についても規定することとした。